

議案第 5 2 号

さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について  
さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 9 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 4 条の 2 第 1 項の規定により、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、同項第 1 号に掲げる事務とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。  
（さいたま市スポーツ振興審議会条例の一部改正）
- 2 さいたま市スポーツ振興審議会条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（任務）</p> <p>第 2 条 審議会は、法第 4 条第 4 項及び第 2 3 条に規定するもののほか、<u>市長</u>の諮問に応じてスポーツの振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>市長</u>に建議する。</p> <p>(1)~(7) [略]</p> <p>（任命）</p> <p>第 4 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから<u>市長</u>が任命する。</p>	<p>（任務）</p> <p>第 2 条 審議会は、法第 4 条第 4 項及び第 2 3 条に規定するもののほか、<u>市教育委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）の諮問に応じてスポーツの振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>委員会</u>に建議する。</p> <p>(1)~(7) [略]</p> <p>（任命）</p> <p>第 4 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから<u>委員会</u>が任命する。<u>この場合において、委員会は市長の意見を聴かなければならない。</u></p>

<p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>市民・スポーツ文化局</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>委員会生涯学習部</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>委員会</u>が別に定める。</p>
--	---

(さいたま市スポーツ振興審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に従前のさいたま市スポーツ振興審議会委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、前項の規定による改正後のさいたま市スポーツ振興審議会条例第4条第1項の規定により委員として任命されたものとみなす。この場合において、その委員として任命されたものとみなされる者の任期は、同条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成23年7月27日までとする。

(さいたま市体育館条例の一部改正)

4 さいたま市体育館条例（平成13年さいたま市条例第135号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</p> <p>(利用時間等)</p> <p>第5条 [略]</p>	<p>(休館日)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>市教育委員会</u>（以下「委員会」という。）は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。</p> <p>(利用時間等)</p> <p>第5条 [略]</p>

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用時間を変更することができる。

3 [略]

(利用の許可)

第6条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1)~(3) [略]

(特別の設備等の制限)

第9条 利用者は、施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1)~(3) [略]

(4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(利用料等の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 施設等の管理上特に必要があるため、市長又は指定管理者が利用の許可を取り消したとき。

(2) [略]

(入館の禁止等)

第14条 市長は、体育館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命じることができる。

(原状回復の義務)

第15条 [略]

2 委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用時間を変更することができる。

3 [略]

(利用の許可)

第6条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1)~(3) [略]

(特別の設備等の制限)

第9条 利用者は、施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1)~(3) [略]

(4) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(利用料等の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 施設等の管理上特に必要があるため、委員会又は指定管理者が利用の許可を取り消したとき。

(2) [略]

(入館の禁止等)

第14条 委員会は、体育館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命じることができる。

(原状回復の義務)

第15条 [略]

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

( 遵守事項及び指示 )

第 16 条 市長は、体育館の利用者又は入館者の遵守事項を定め、かつ、管理上必要があると認めるときは、当該利用者又は入館者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

( 指定管理者による管理 )

第 18 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、体育館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1)・(2) [ 略 ]

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、体育館に関する次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館すること。

(2) 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときに、市長の承認を得て、利用時間を変更すること。

(3)~(6) [ 略 ]

(7) 第 14 条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命じること。

( 指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等 )

第 19 条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年さいたま市条例第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が体育館の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、体育館の施設にあっては別表第 2 に定める額の範囲内において、体育館の附属設備にあっては市長が別に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあっては、第 11 条第 1 項、第 12 条及び第 13 条の規定を準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「指定管理者（第 18

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

( 遵守事項及び指示 )

第 16 条 委員会は、体育館の利用者又は入館者の遵守事項を定め、かつ、管理上必要があると認めるときは、当該利用者又は入館者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

( 指定管理者による管理 )

第 18 条 委員会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、体育館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1)・(2) [ 略 ]

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認める業務

2 委員会は、前項各号に掲げるもののほか、体育館に関する次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、必要があると認めるときに、委員会の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館すること。

(2) 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときに、委員会の承認を得て、利用時間を変更すること。

(3)~(6) [ 略 ]

(7) 第 14 条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命じること。

( 指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等 )

第 19 条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年さいたま市条例第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、委員会が体育館の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、体育館の施設にあっては別表第 2 に定める額の範囲内において、体育館の附属設備にあっては市長が別に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあっては、第 11 条第 1 項、第 12 条及び第 13 条の規定を準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「指定管理者（第 18

条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第13条までにおいて同じ。)とあるのは「市長」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第13条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第1号中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第13条までにおいて同じ。)とあるのは「市長」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第13条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第1号中「委員会又は指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(さいたま市体育館条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日の前日までに、前項の規定による改正前のさいたま市体育館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後のさいたま市体育館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(さいたま市大宮武道館条例の一部改正)

6 さいたま市大宮武道館条例(平成13年さいたま市条例第136号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第3条 武道館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、<u>市長</u>が必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に業務を行うことができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 武道館の開館時間は、午前9時から午後9時までとし、利用時間は別表第1に定めるとおり2時間ごとに区分する。ただし、<u>市長</u>が特に必要</p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 武道館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、<u>市教育委員会(以下「委員会」という。)</u>が必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に業務を行うことができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 武道館の開館時間は、午前9時から午後9時までとし、利用時間は別表第1に定めるとおり2時間ごとに区分する。ただし、<u>委員会</u>が特に必要</p>

があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第5条 武道館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、武道館の利用を許可しない。

(1)~(3) [略]

(特別の設備の許可)

第7条 武道館の利用の許可又は変更の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、柔道場等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1)~(4) [略]

(入館の禁止等)

第12条 市長は、武道館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命じることができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、武道館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第3条本文の規定にかかわらず、必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休館し、又は休館日に業務を行うこと。

(2) 第4条本文の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときに、市長の承認を得て、利用時間を変更すること。

要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第5条 武道館を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、武道館の利用を許可しない。

(1)~(3) [略]

(特別の設備の許可)

第7条 武道館の利用の許可又は変更の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、柔道場等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1)~(4) [略]

(入館の禁止等)

第12条 委員会は、武道館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第15条 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、武道館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認める業務

2 委員会は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第3条本文の規定にかかわらず、必要があると認めるときに、委員会の承認を得て、臨時に休館し、又は休館日に業務を行うこと。

(2) 第4条本文の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときに、委員会の承認を得て、利用時間を変更すること。

(3)~(6) [略]

(7) 第14条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命じること。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第16条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が武道館の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、柔道場等において、別表第2に定める額の範囲内において、附属設備にあっては市長が別に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。

2 [略]

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(3)~(6) [略]

(7) 第14条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命ずること。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第16条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、委員会が武道館の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、柔道場等において、別表第2に定める額の範囲内において、附属設備にあっては市長が別に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。

2 [略]

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(さいたま市大宮武道館条例の一部改正に伴う経過措置)

7 施行日の前日までに、前項の規定による改正前のさいたま市大宮武道館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後のさいたま市大宮武道館条例の相当規定によりなされたものとみなす。